

家畜衛生情報誌 第123号
対馬



机上演習



車両消毒



記録手順の確認



牛の係留

口蹄疫防疫演習の様子

令和7年 冬号

長崎県対馬振興局農林水産部

家畜衛生課（対馬家畜保健衛生所）

〒817-0322 長崎県対馬市美津島町鶏知乙110-4

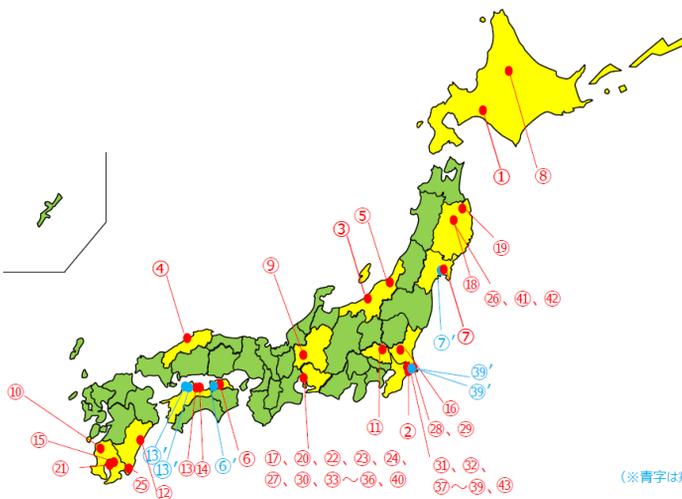
☎ : 0920-54-2179 FAX : 0920-54-3149

e-mail : sl4220@pref.nagasaki.lg.jp

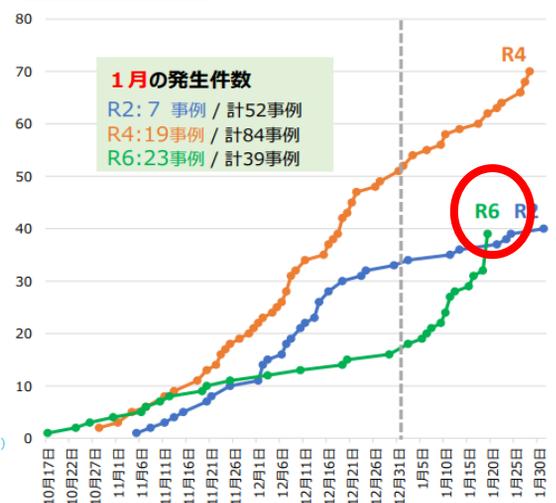
年明けから鳥インフルエンザの発生が急増しています！

今シーズンの家きんにおける高病原性鳥インフルエンザの発生は令和6年10月17日に北海道で1例目が確認され、これまでで最も早い時期での発生となりました。この発生以降、令和7年1月24日時点で14道県で43事例が発生し、約811万羽が殺処分の対象となっています。特に、**年明け以降の発生が急増しており、1月だけで5県27事例が発生し、535万羽が殺処分対象となっています。**

飼養者の皆さまにおかれましては、今一度飼養衛生管理基準の遵守徹底をお願いいたします。



発生件数の推移



具体的な対策のポイント

- 鶏の様子が少しでもおかしいと感じたら家畜保健衛生所に連絡を！
- 農場周辺にウイルスが大量に存在しているので、入退場時や敷地周辺の消毒により人・車両・塵埃によるウイルスの持ち込み防止徹底！
- 防鳥ネットの設置・修繕、隙間の穴埋めなど、カラス等の野鳥、野生動物侵入防止を再点検！

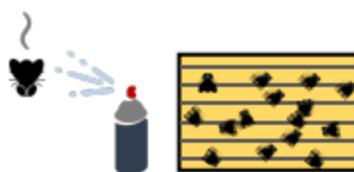
国内でランピースキン病が発生しています

2024年11月6日以降、福岡県の19農場、熊本県の3農場で本病の発生が確認されています。主に、**蚊、ハエ、ダニの媒介による機械的伝播や、感染した牛の移動**により感染が拡大します。感染した牛は、全身の皮膚の結節や水腫、発熱、泌乳量の減少などの症状を呈し、生産性に影響を及ぼします。死亡率は高くなく、自然治癒しますが、本病を発症した牛の**早期発見、隔離、移動の自粛、ワクチン接種等**の総合的な防疫対策によって、発生及び感染拡大を効率的かつ効果的に防止することが重要です。



写真提供：モンゴル国中央獣医学研究所
(State Central Veterinary Laboratory in Mongolia)

ランピースキン病を疑う症状



牛アルボウイルス感染症サーベイランス検査結果について

ヌカカなどの吸血昆虫が媒介して家畜等に感染するウイルスを総称して「アルボウイルス」といいます。吸血昆虫の行動が活発化する夏から秋にかけて流行し、牛に感染すると熱性疾患や異常産などを引き起こします。**今年度の標記サーベイランスにおいて対馬地域を含む県内各地域で流行性出血病ウイルス血清型6の遺伝子が検出されました。**現在、対馬地域ではアルボウイルスの関与を疑う異常産子は確認されてませんが、今後発生させないためにも、**吸血昆虫の発生しにくい農場作り**および、4月からの**異常産ワクチンの接種**をお願いします。

家畜市場成績

令和6年12月1日、19日にそれぞれ、壱岐家畜市場、熊本家畜市場が開催され、対馬から19頭（黒毛）、19頭（褐毛）が出荷されました。（）は去年同時期の成績。

| | | 取引頭数 (頭) | 最高セリ 価格 (円) | 平均セリ価 格 (円) | 平均体重 (kg) | kg単価 (円) | 平均DG |
|----|----|-------------|----------------------|----------------------|--------------|------------------|----------------|
| 壱岐 | 雌 | 11 | 451,000 (540,000) | 321,000 (412,143) | 268 (317) | 1,190 (1,427) | 0.91 (1.05) |
| | 去勢 | 8 | 602,000 (639,000) | 489,875 (535,500) | 304 (349) | 1,773 (1,688) | 1.06 (1.20) |
| 熊本 | 雌 | 5 | 836,000 (539,000) | 633,600 (462,300) | 315 (279) | 2,023 (1,757) | 0.98 (0.95) |
| | 去勢 | 14 | 794,200 (617,000) | 698,107 (562,125) | 316 (305) | 2,208 (2,025) | 1.07 (1.10) |

定期報告をお願いします

家畜伝染病予防法により、**愛玩目的も含めて**家畜・家きんを1頭（羽）以上飼養している方は、毎年**2月1日時点**の家畜飼養状況等の定期報告が、家畜の所在地を管轄する都道府県知事に提出が必要となります。

■提出期限

- ①牛、水牛、馬、鹿、めん羊、山羊、豚およびいのしし
→**令和7年4月15日(火)まで**
- ②鶏、うずら、あひる、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥およびだちょう
→**令和7年6月16日(月)まで**

※今回の提出から農林水産省共通申請サービス「eMAFF」でのオンライン申請が可能になります。詳細は令和7年1月発行の「つしま農林水産だより 第20号」をご確認下さい。